

論 説

会計基準の国際的統一への EU の対応

— 「IAS 適用命令」と「EU 会計指令修正提案」に関連して—

佐 藤 誠 二

はじめに

今、EU（欧州連合）は2005年の資本市場統合の実現に向けて急速に動いている。また、資本市場統合の実現のための不可欠の要件として国際的に適用しうる統一的会計基準を形成することが緊要の課題となっている。

既に述べたように⁽¹⁾、EUの欧州委員会は1995年11月14日付公式意見書「会計領域における調和化：国際的調和化の観点からの新しい戦略⁽²⁾」（以下、「会計戦略：構想」）を発表し、国際的に活動する欧州企業の国際資本市場への参入を容易にするため、連結決算書に対してIASの適用を認めただうえで、IASC（国際会計基準委員会）とIOSCO（証券取引者国際機構）を支持して、取引所上場に際して必要な国際的会計基準の形成に努力することを表明していた。その後、IOSCOが2000年5月に改定作業を終えたIASを承認し、また、IASCが2001年からIASB（国際会計基準審議会）に組織変更して、資本市場におけるより上質の会計基準の適用に努力する目標を掲げたことを背景に、欧州委員会は2000年3月23、24日の欧州理事会のリスボン決議を踏まえた公式意見書「EUの会計戦略：将来計画⁽³⁾」（以下、「会計戦略：将来計画」）を同年6月13日に欧州議会に提出した。この「会計戦略：将来計画」は、1999年5月11日付「金融サービス：金融市場の転換：アクションプラン⁽⁴⁾」（以下「金融市場：行動計画」）の欧州委員会の公式意見書が掲げた2005年を達成目標とする統一資本市場構想とそのための戦略措置に基づいて表明された。それは、欧州における資本市場とりわけ証券市場の統合のためには、そのインフラ基盤として共通の会計基準に基づく年度決算書の比較可能性を獲得することが不可欠の前提であり、その場合の共通の会計基準としてIASを想定し、既存の「EU指令の現代化」を通じてIASの形成に影響を及ぼし、IASの適用に関してはEU域内の取引所上場企業（約6,700社）だけでなく、非上場企業さらに非上場の金融機関・保険企業についても選択可能にすることを計画するというものであった。また、こうし

た EU の国際化戦略に対しては、米国を中心としたアングロサクソン諸国からはそれが EU-GAAP を形成し、US-GAAP、EU-GAAP、IAS の三極構造を生み出す恐れもあるとの懸念も表明されていた⁽⁶⁾。

しかし、そうした懸念をよそに EU の会計国際化は、新たな実施局面に入っている。2002 年 7 月 9 日には「一定の法形態の会社並びに保険企業の年度決算書及び連結決算書に関する指令 78/660/EEC、83/349EEC 及び 91/674EEC の修正に対する欧州議会及び欧州理事会の指令についての提案⁽⁶⁾」、また同年 7 月 19 日には「国際的な会計原則に関する欧州議会及び欧州理事会の命令⁽⁷⁾」いわゆる「IAS 命令 (IAS-Verordnung)」を公表して、「金融市場：行動計画」と「会計戦略：将来計画」が掲げた国際化戦略を着実に進展させている。他方、これまで IASC の活動に対して消極的だった態度を転じ、IASC の IASB への組織変更を積極的に支援してきたアメリカは、その会計基準設定機関である FASB (財務会計基準審議会) が 2002 年 10 月 29 日、ロンドンにおいてグローバル会計基準 (global accounting standard) の統一に向けて IASB との共同作業を行う旨の、同年 8 月 18 日に両審議会が合意したいわゆる「ノーウォーク合意 (The Norwalk Agreement)⁽⁸⁾」を公式見解として発表した。この「ノーウォーク合意」と近年の EU の会計国際化の動向をみる限り、今後、国際的会計基準の統一化は IASB の策定する IAS (ないし IFRS) の形成を舞台にして、EU のアメリカ (FASB) への対応に応じてその行方も定まって行くものと思われる。そこでこの小論では、ここ 1、2 年の EU とその主要国ドイツの新しい会計国際化の取り組みをフォローしながら、欧州における「会計基準の統一化」が今後、どのように進みつつあるのかその方向性について考察してみたい。

1 EU における IAS 適用命令

欧州委員会は、2001 年 2 月 13 日付「国際的な会計原則に関する欧州議会及び欧州理事会の命令に対する提案⁽⁹⁾」を公表した。この提案は、金融サービスに対する統合市場を早急に実現する必要性を強調し、2005 年をもって欧州委員会の「金融市場：行動計画」の実施期限と定めて、資本市場指向的企業の決算書の比較可能性を改善するための措置を講ずるとした 2000 年 3 月の欧州理事会の決議を踏まえたものである。その後、この提案は 2002 年 2 月と 5 月⁽¹⁰⁾に US-GAAP 適用会社等の IAS の適用に 2 年間の期限猶予 (2007 年 1 月 1 日以後に適用) を付与し、また 20 数箇所に及ぶ修正を施した後、最終的に 11 条項からなる 2002 年 7 月 19 日付「国際的な会計原則に関する欧州議会及び欧州理事会の命令」いわゆる「IAS 命令 (IAS-Verordnung)」として欧州議会及び欧州理事会によって公布された。

この「IAS 命令」における 11 条項の内容説明は 18 項目に区分しその骨子が簡潔に示されてい

る。以下、それを概略すれば次のようであろう。

- ① 2000年3月の欧州理事会決議において、金融サービスに対する統合市場の早期の実現の必要性が強調され、資本市場指向的企業の決算書の比較可能性を改善するための進捗を求めた欧州委員会の「金融市場：行動計画」の期限として2005年が設定された。
- ② 統合市場の機能方法の改善のために、資本市場指向的企業は連結決算書の作成に際してより上質の国際的会計基準の統一的規則の適用が義務づけられなければならない。金融市場に参加する共同体企業が、国際的に容認され現実的な世界基準たる会計基準を適用することが一層、重要である。現在、国際的に適用される会計原則の統一化の促進は世界規模の会計原則の統一的規則を最終的に追求するという目的とともに必要である。
- ③ 年度決算書に関するEU第4号指令及び連結決算書に関するEU第7号指令、銀行その他の金融機関の決算書に関するEU指令、保険企業の年度決算書及び連結決算書に関するEU指令は共同体における資本市場指向的会社を対象とする。これらのEU指令に委ねられた諸規定は、効果的で摩擦のない、効率的に機能する統合資本市場の構築にとっての不可欠の前提となる資本市場指向的会社の決算書に対して高度の透明性と比較可能性を保証し得るものでない。したがって、資本市場指向的会社に対して適用される法的枠組みを補強する必要がある。
- ④ 本命令は資本市場の効率的且つ費用効果的な機能方法に貢献することを目的としている。投資家保護と金融市場における信頼性保持は統合市場の完了の重要な局面でもある。本命令によって、統合市場における自由な資本流通を強化し、共同体の企業が共同体資本市場と世界市場において同一の競争条件と金融手段でもって競争するための貢献を行う。
- ⑤ 共同体資本市場の競争能力にとって、欧州内で適用される決算書作成規範を国境横断的取引もしくは世界のすべての証券取引所での認可に際して利用される国際的会計基準と結合することは大きな意義を有している。
- ⑥ 2000年6月に欧州委員会は「EUの会計戦略：将来措置」の公式意見書を公表し、すべての資本市場指向的会社が自身の連結決算書を遅くとも2005年までに統一的会計基準、すなわちIASに基づき作成することを求めた。
- ⑦ IASCの組織変更の結果、2001年4月1日時点で、IASCはIASBに、またIASはIFRS (International Financial Reporting Standards) と名称変更する。この基準の適用は共同体における会計の高度の透明性と比較可能性を保証する限り、共同体のすべての資本市場指向的会社に義務付けられるべきである。
- ⑧ 本命令の実施にとって必要な措置は、1999年6月28日の理事会決議に従い、委員会に委ねられた実施権限の行使に対する手続きの確定に対して許容されなければならない。この措置を行使する場合、欧州委員会は2002年2月5日に欧州議会の決議した金融サービス領域における法規

定の転換の説明を当然考慮しなければならない。

- ⑨ 国際的会計基準の共同体への適用を受容するにあたり、企業の財産・財務・収益状態の事実関係に即した写像を伝達することを満たすとした EU 会計指令の基本要請に応え、理事会決議に照らして当該指令のすべての各個別規定の厳格な遵守を必要とすることなく原則を維持することが第一の前提である。第二には、2000 年 7 月 17 日の理事会決議に従い欧州の共通の利害に合致すること、第三に、情報の質に関する基本的基準が満たされそれにより決算書がその受け手にとって有用であることを前提とする。
- ⑩ 国際的会計基準を評価する上で会計技術委員会が欧州委員会を支援し審査する。
- ⑪ 承認機構は提案された国際的会計基準を遅滞なく受容し、主要利害関係者、特に国内の基準設定機関、有価証券領域の監督機関、銀行及び保険会社、中央銀行、会計専門職並びに決算書の受けて及び作成者で国際的会計基準を審議し検討する。情報を交換する可能性もまた提供する。承認機構は共同体における国際的会計基準の採用に関する共通理解を深めるための手段であるべきである。
- ⑫ 状況適合原則に応じて、国際的会計原則の統一的規則の適用を要請する本命令で行われる措置がすべての資本市場指向的会社に対して共同体の有効で費用効率的機能方法の目標及び統一市場の完了を達成するために必要である。
- ⑬ 同一の原則によって、加盟国に対して年度決算書に関して資本市場指向的会社が本命令の措置に従い国際的会計基準に基づく作成を許容しもしくは指示する上での選択権を付与することが必要である。加盟国はこの可能性ないし指示をその他の会社の連結決算書や年度決算書にまで拡大することができる。
- ⑭ 欧州委員会は会計規制委員会に対して IASC が公表する現行措置、テーマ・ペーパー、特別調査、公開草案、並びに技術委員会の専門作業に関する報告について定期的に意見交換することを容易化し加盟国がその観点を調整するようにすべきである。さらに、欧州委員会が国際的会計基準の受容を提案しないときには、会計規制委員会が事前に報告を行うことが重要である。
- ⑮ IASB が国際的会計基準 (IFRS 及び SIC/IFIC) の開発の枠内で開示するドキュメント及びペーパーを審議及びそれに関する立場を形成する場合、欧州委員会は世界市場において活動する欧州企業の競争劣位を解除するための必要を考慮しなければならない。さらに欧州委員会は、最大限、会計規制委員会における審議によって表明される意見を考慮すべきである。
- ⑯ 適切で厳格な実施規制が金融市場における投資家の信頼を高めるために中心的意義を持つ。加盟国は国際的会計基準の信頼性を保証する上でのすべての適切な措置を必要がある。欧州委員会は、加盟国とともに特に CCSR (欧州有価証券規制委員会) を通じて、エンフォースメントに対する共通のコンセプトを展開する討議を計画している。

- ⑰ さらに、加盟国は自身の有価証券を共同体もしくは第三国において規制された市場で取引が認可され、自身の連結決算書を既にその他の国際的に認められた会計基準に基礎付けられている、並びに負債証券のみが規制された市場において取引認可されている全ての企業に対して、2007年までに一定の規定の適用の延長を認めなければならない。しかし、遅くとも2007年までにはその有価証券の取引が規制された市場で認可される全ての共同体企業にとってのグローバルな国際的会計基準の統一規則としてIASを適用ことは放棄できない。
- ⑱ 加盟国及び会社が国際的会計原則の適用に必要な適応措置を講ずるために、一定の措置が2005年まで適用されることが必要である。本命令を発効した結果、会社がIASを最初に適用するときは適切な措置が選択されなければならない。その措置については適用される解決策が国際的な承認を確保すべくため国際的レベルで策定されるべきである。

2 EU 会計指令の現代化構想

さて、EUにおいては、上述の「IAS命令」と並行して「EU指令の現代化」が進められている。「EU指令の現代化」は、欧州委員会が1999年5月に提示した「金融市場：行動計画」において、IASの動向を考慮してEU第4号指令及び第7号指令を統合市場の要請に適応させる構想を2000年末まで委員会が提案し、2002年に欧州議会が承認するというスケジュールに沿ったものである。1999年11月の欧州委員会の2005年に欧州統合市場を実現するための戦略に関する公式意見書及び1999年12月のヘルシンキにおける欧州理事会決議も貨幣・資本市場の効率性を強化するうえで金融サービスに対する機能的な統合市場の2005年までの実現をもって一つの戦略重点とし、かかる戦略目標に基づく「EU指令の現代化」の必要を提起していた。「EU指令の現代化」に関する提案は、現時点で2002年7月9日付「一定の法形態の会社並びに保険企業の年度決算書及び連結決算書に関する指令78/660/EEC及び91/674/EECの修正に対する欧州議会及び欧州理事会の指令についての提案」（以下、「EU会計指令修正提案」）として公表されるに至っている。

この「EU会計指令修正提案」においては、「IAS命令」と「会計指令の現代化」とが「金融市場：行動計画」の中心的骨格をなすものと位置づけられ、2005年の期限が保持され、行動計画の構成要件が2005年前に実施されるとするならば、提案の揭示す諸規定を可能な限り速やかに加盟国が転換しなければならないことが明言されている。

「EU会計指令修正提案」が述べる目的は次のようである。すなわち、2001年6月13日に欧州委員会はすべての上場企業に連結決算書を遅くとも2005年までにIASに基づき作成する義務を提案する「EUの会計戦略：将来計画」を發布した。同じく欧州議会及び理事会の「IAS命令」は、すべての上場企業に対して遅くとも2005年に共同体に適用されるIASに基づく連結決算書作成義務

に関する規定を導入した。同時に、「IAS 命令」は加盟国に対して、適用される IAS が個別決算書に対しても非上場企業にも装備されるかもしくは規定される可能性を与えた。その場合、「IAS 命令」は EU 第 4 号指令及び第 7 号指令の掲げる事実関係に合致した企業の財務状態及び業績の写像を伝達すべきであるという基本的要請を満たすことを規定している。この原則は上述の EU 指令に照らして、当該指令の各規定の厳格な遵守を行うことなく考慮されなければならないとした。ただし、EU 指令に基づく年度決算書と連結決算書は今後も当該指令を共同体の会計要請の優先源泉としているために、IAS を適用する共同体企業と IAS を適用しない共同体企業との間に等しい競争条件が支配することが重要である。したがって、IAS の受容と第 4 号及び第 7 号指令の適用という 2 つの目的にとって、当該会計指令が国際的会計の発展を反映することが望ましい、と。

目下、EU において適用されている会計要請は次の EU 法規に基づいている。

- ・一定の法形態の会社の年度決算書に関する 1978 年 7 月 25 日付 EU 第 4 号指令
- ・連結決算書に関する EU 会第 7 号指令
- ・銀行及びその他の金融機関の年度決算書及び連結決算書に関する 1983 年 12 月 8 日付 EU 指令
- ・年度決算書及び連結決算書に関する 1991 年 12 月 19 日付 EU 指令

これらの「会計指令 (Rechnungslegungs-Richtlinien)」は 23 年前のその公布以来、変化なく留まっている。近年、会計理論と実務の変化は一層展開し、この動向は継続している。委員会が実施した多くの研究は多くの観点で会計指令が会計の今日的理論と実務と一致していることを言及している。確かに、一定の限定領域において、EU が決議した「IAS 命令」を受容する要件と IAS とは調和していない。こうした状況は 2 つの理由から容認し得ない。第一は、会計指令の場合、IAS 受容の機構において提案された「IAS 命令」のもとで重要な役割をはたすならば、会計領域の現実的動向を反映しなければならない。第二に、企業に対して IAS を適用する共通の条件枠組みが与えられなければならないが、そうになっていないことである。

したがって、「EU 会計指令修正提案」の基本目標は次の 3 つとされる。

- (1) 会計指令と IAS との間の既存のすべてのコンフリクトを解消する
- (2) 会計指令が今後も会計の基礎である EU 企業 (すなわち、自身の年度決算書もしくは連結決算書が IAS に従い作成されない企業) に対して、IAS に存在する会計選択権を明確にする
- (3) 現代実務に合致し弾力性に富む会計フレームワークを生み出し、IAS の将来の発展に寄与するよう会計指令の基礎構造を現代化する

さて、「EU 会計指令修正提案」の対象とする企業は既存の会計指令と変わることはない。つまり、本提案の対象企業とは会計指令に合致して自身の連結決算書及び個別決算書を作成するすべての企業である。これらの企業に対して「EU 会計指令修正提案」が問題とするのは次の点だという。

加盟国が会計指令に基づいている会社の立場から、国内の条件に合致した方法と速度での国内の会計報告要請に適用することが可能となることを提案する。それは、加盟国選択権の形式での追加的会計報告要請の導入をもって、また現存の加盟国選択権の削減を断念することを通じて達成される。したがって、本提案は個々の加盟国が望まない会計への効果はもたらさない。このことは、会計要請と特に個別決算書の場合における税務上とその他の問題との関連に基づいて重要だとする。

ところで、連結決算書（ないし個別決算書）に加えて、会計指令は一定規模を上回る企業について営業活動の正しい画像を伝達する連結状況報告書（ないし企業の状況報告書）を要求している。「EU 会計指令修正提案」はこの要請を堅持し、それに応じて現在の認識状態を強化する。このことは、拡張された利害関係者集団に対する情報（金融局面のみに限定されるものでない）をも提供する理解し易い報告書を導くことになるのだとする。また、「EU 会計指令修正提案」はそれが2002年までに欧州議会と欧州理事会によって承認されることを期待するとしている。本提案は2005年以降、一定の上場企業の連結決算書においてIASの適応を義務づける「IAS 命令」と結びついているために、加盟国、企業及び経済監査士の職業団体に対して2005年以降のIASを適応するための転換準備に対する相応の移行期間を保証するものだという。

また、「EU 会計指令修正提案」においては（加盟国選択権を通じて）ほんの僅かの修正が求められるにすぎない。加盟国は国内条件に合致する様式と速度で適用することを目指している。企業にとってのあらゆる追加的コストは、そもそも加盟国が提案により加盟国選択権の実現に基づく修正を実施する範囲に依存している。このコストは通常、新しい会計報告要請への転換のための人材再教育の領域において生ずる。他方、会計指令の現代化に資する本提案の経済的効果は、財務情報の比較可能性と透明性を高め、それにより市場の効率性をも高め、企業資本コストを減少させることだとしている。ただし「EU 会計指令修正提案」は、中小規模の企業に対してはその特別な状態を考慮するものだという。本提案は会計に対して個々の加盟国の望まない効果をもたらすものでない。一定の規模基準以下の企業に既に存在する一連の緩和措置は、それはかかる企業に対して開示負担を軽減し、承認され続けている。そうした既存の緩和措置もしくは規模基準について、取引所上場企業にとっては適合しないという例外を要請することによって、それらを変更することは提案していない。「EU 会計指令修正提案」は、取引所上場企業が緩和措置を適用するための基本前提を満たす上ではほとんどすべての場合、規模が大き過ぎ、そうした企業に対して「IAS 命令」とこの提案とが首尾一貫していることを明らかにするものだとしている。

3 統一会計基準形成へのドイツの対応

それでは、以上のEUの国際化戦略に域内加盟国はどう対応しようとしているのか。主要加盟国

であるドイツの場合を取上げてみよう。

ドイツでは既に、EU の 1999 年 5 月の「金融市場：行動計画」及び 2000 年 6 月の「会計戦略：将来計画」をほぼ全面的に受け入れ、「EU 指令の現代化」計画の一環として、IAS の適用を図るとともに、ドイツ会計法制の聖牛とも言われる「基準性原則」（商法確定決算基準）をも廃して、「国際的に認められた会計原則」の形成を通じて連結決算書だけでなく個別決算書にも統一的計上・評価原則を確立するという目標を追求することが提案されていた。その会計改革の中心的担い手がドイツ会計基準委員会（DRSC）の会計基準設定審議会（DSR）である。DSR は、2000 年 7 月 24 日に「EU 第 7 号指令の改革に対する提案⁽¹¹⁾」、同年 12 月 7 日には「EU 第 4 号指令の改革に対する提案⁽¹²⁾」を公表し、さらに 2001 年 7 月 6 日には「会計国際化に関する法律案⁽¹³⁾」を連邦法務省に提出した。ドイツ連結会計法（Konzernbilanzrecht）の国際的に適用される原則への適用を意図したこの法律案はその後、連邦法務省の 2001 年 11 月 26 日付「透明性及び開示に関する株式法及び会計法の一層の改革の為の法律草案⁽¹⁴⁾」いわゆる「透明性・開示法（TransPuG）」に組み入れられ、2002 年 4 月 11 日付の政府草案を経て連邦議会で決議の上、最終的に同年 7 月 25 日付で連邦公報に公示された。

そして、今般、DSR はその延長線上に 2002 年 8 月 24 日に、既述の「IAS 命令」及び「EU 会計指令修正提案」に 2002 年 5 月 16 日付の「EU における決算書監査人の独立性についての委員会勧告—基本原則—⁽¹⁵⁾」を加えた 3 つの EU ドキュメントに対してそれが会計に関連するものに限った意見書⁽¹⁶⁾を連邦法務大臣 Christoph Ermst に送付した。この意見書は、ドイツと EU が今後、会計国際化にあたって IAS（ないし IFRS）にどのように取り組んでいくのかを窺う格好の素材であるといえるだろう。

以下、DSR 意見書の要点を示せば次のようになる。

(1) 「IAS 命令」について

DSR は、「IAS 命令」に伴う資本市場指向的コンツェルンに対する会計の前進とそれを上回る適用の可能性に賛同する。DSR は年度決算書に IAS を適用することによって課税、資本維持、配当等に関して生ずる問題を自覚している。しかし、商法上の（連結）会計が一層発展するという任務を第一と考えている。伝統的な年度決算書及び連結決算書に帰属する諸任務からすれば、異なる会計基礎を定め許容することを正当化することことも出来る。しかし、年度決算書における事実関係を連結決算書と異なり説明するためには、多様な事実関係に対する説明要請に応えなければならず、多大な費用も要することになる。商法典第 292a 条が指示した連結決算書に対する期限付（2004 年末）の商法典会計規定の免責規定は、国際市場で上場する資本市場指向的親企業の要請と税法及び会社法の包括的改革に対する時間要請との間の妥協を示している。長期にわたって、DSR は年度決算書及び連結決算書に対する統一的商法会計を追求してきた。

(2) 連結決算書について

DSR は、ドイツ連結会計規定の国際化が資本市場指向的企業に限定されずに連結会計義務あるすべての企業に関わることに賛同する。ドイツや欧州の企業の連結決算書の相互の比較可能性はその進展に対抗するすべての議論に対して優位性を持っている。2004 年末までに連結会計に関するドイツ基準を国際的基準に適合させるという立法者の意思は実現されるべきである。さらに、連結決算書の作成前提が EU 第 4 号指令の国内法転換に基づいているために、現行商法典第 290 条から 296 条の法文と国際基準とを比較して、指令修正提案の適用範囲において説明されるべき一連の免責規定が生ずる。商法典第 293 条の規模依存的免責は、連結会計のの収斂という目標を無視することなく、小規模コンツェルンの過度の負担を回避するために維持されることになる。さらに、非資本市場指向的企業にとって 2005 年を越える移行規定が望まれることが考えられるにせよ、HGB に基づく連結会計から IAS に基づく連結会計への移行に対する準備作業はこの期限以上に引き延ばすことは実行可能でない。DSR は、連結会計義務の業種特有の形成に対して反対する。通常、銀行及び保険の場合、2005 年までに IAS の適用が強制される取引所上場コンツェルンが対象である。資本市場指向的企業のみで連結決算書に対する IAS 適用義務を当該集団との議論によって根拠付けるべきならば、非資本市場指向的企業は少なくとも選択権が付与されなければならない。国際的に理解しやすい情報も利用しようという欲求は資本市場で広範に活動する企業に限定される。したがって、移行時点に取引所算入を計画する場合の転換作業に関連する企業に対して、選択権による免除が付与される。

商法典第 292a 条に適用される資本市場指向的企業の定義が「IAS 命令」より広く解釈され、その結果、例えば、「IAS 命令」の適用領域を最小限に設定する場合、非資本市場指向的持株会社が第 292a 条の適用期限の経過した後に再び商法典に回帰することを指摘しなければならない。

(3) 年度決算書について

税法及び会社法の領域の未解決問題、情報の比較可能性、異なるシステムに基づくパラレルな会計と結びつく費用といった年度決算書及び連結決算書における会計の統一的基礎に対する議論を考慮した上で、DSR はコンツェルン結合のない資本市場指向的企業及び連結決算書の被組入企業が IAS に基づき自身の年度決算書を作成しなければならないことに賛成する。配当抑制等の補完措置はいずれにせよ、規制されなければならない。長期的には、HGB 決算書でなく IAS 決算書を選択するどんな企業も妨げを生じなくなろう。DSR は会社法および税法における改革の促進が重視されることを希望する。

(4) 移行規定について

DSR はドイツ企業に対する移行規制における二つの加盟国選択権（会計指令の既存の選択権と「IAS 命令」の新規選択権）を継続させることを提案する。基本的にはすべての資本市場指向的企

業に対する統一的な透明性要請が適用されるべきである。組織化された市場に負債証券が取引認可される企業は確かに、商法典第 292a 条の適用領域を確定する場合、同等の取り扱いを得たいとしている。IAS の適用領域は資本市場の金融商品のどれが認可されるかによって相違する。今行われている改訂作業の観点からは、移行期間が正当化され得る。

また、IAS と US-GAAP の統一への努力が先行しており、2007 年までに IAS 決算書と US-GAAP 決算書との調整計算表は不必要となるべきである。

(5) EU 会計指令修正に対する指令提案について

DSR はすべての会計指令の適用したがって銀行についても実施されるべきことを改めて指摘する。会計指令の修正を制限することは、例えば第 2 号指令に基づく利益処分及び資本維持にも該当するために、コンフリクトのない IAS の適用を可能とするという設定された目標に適合しないことをいま一度、指摘したい。指令提案に組み込まれた新規の加盟国選択権の転換は、既存の加盟国選択権が会計国際化の目標に対して今後も正当化されるか否かについて批判的に吟味する契機を与えるだろう。その場合、本質的に、選択権の正当性が吟味されなければならない。

むすびにかえて

はじめに述べたように、2002 年 10 月 29 日、FASB と IASB はグローバル会計基準の統一に向けての公式見解を公表した。同年 8 月 18 日に両審議会はアメリカの Norwalk において国内及びクロスボーダーの財務報告に対して適用される上質で調和的な会計基準を開発するためのいわゆる「ノーウォーク合意」を相互承認しており、そこで、次の事案を最優先の課題としていた。

- (a) US-GAAP と国際的財務報告基準(国際的会計基準、IAS を含む IFRS)との間の多様な個々の相違点を 2005 年までに除去することを目的とした短期プロジェクトに着手すること
- (b) 2005 年 1 月 1 日時点で残余する IFRS と US-GAAP とのそれ以外の相違を、将来の作業プログラムの調整すなわち両審議会に現在委託される分離した、実質的プログラムの相互の着手を通じて解消すること
- (c) 現在、着手している結合プロジェクトを継続的に発展させること
- (d) 活動を調整するために各解釈団体を援助すること

両審議会は以上の主要なプロジェクトに着手するための必要な資源を委託することに合意し、それを今回、公式見解として公表したのである。

この公式見解については、EU の欧州委員会は歓迎の意を表明し、「世界規模の会計基準システムへの道の極めて重要な一歩 (ein sehr positive Schritt auf dem Weg zu einem weltweit einheitlichen System)」であるとさえ述べている。とりわけ、アメリカ証券取引上への上場の際

して、EU 企業が IAS に基づき作成する決算書を SEC が US-GAAP との調整もなく容認することに期待もっているようである⁽¹⁷⁾。これは欧州企業側の要請にも応えるものである。EU の上場会社 700 社に対して実施した最近のアンケート調査によれば、財務担当役員の 79% が IAS の適用を義務づける欧州委員会の勧告を支持しているという⁽¹⁸⁾。しかし、EU 統合市場のアプローチの目指すのは、あくまで効率的な統合市場を早期に実現するため基盤固めという政策目標の達成にある。そして、遅くとも 2005 年の市場統合を完了する上で、資本流通に大きく貢献する国際的にも適用される欧州域内の統一的会計基準を作成することが必要不可欠の要件である。EU は既に、1995 年の「会計戦略：構想」において、EU 指令の新規の開発を断念し、今後は、IASC と強調しながら IAS を支持してその策定活動に主導権を獲得し、欧州の影響力を高めることを表明していた。小論で取上げた「IAS 命令」はそうした EU の政策課題に沿ったものである。また、「EU 指令の現代化」構想も現在、国際標準と位置づけられる IAS（ないし IFRS）と EU 指令の同質化を図る試みに他ならない。

しかも、小論でみてきたようにかかる EU とドイツの会計国際化の新しい展開は、IAS の適用にせよ、EU 指令の現代化にせよそこに域内諸国の立法選択権を継続し保持しようとしている点は注目する必要があると思われる。また、税法及び会社法との調整も未解決の今後の課題である。したがって、統一的会計基準の形成問題は IASB を軸としたアメリカと EU と会計基準形成のヘゲモニー争いという国際戦略の側面だけでなく、EU 内部の調整問題でもある。1992 年市場統合を目指した域内諸国における「EU 指令の調和化」は結局、「妥協の産物」に化したが、IAS（ないし IFRS）の適用と EU 修正指令の転換に関わる立法選択権を欧州諸国がどう整序し、域内内部の会計基準の統合・収斂をいかに進めていくのか、2005（ないし 2007）年に向けての進捗をいまいし待って見定める必要がある

註

- (1) 拙稿「ドイツの会計国際化と EU 金融・資本市場統合—欧州委員会のアクションプランに関連して—」『会計』第 158 巻第 6 号、2000 年。拙著『会計国際化と資本市場統合—ドイツにおける証券取引開示規制と商法会計法との連繫—』2001 年、森山書店も参照。
- (2) EU-Kommission; Harmonisierung auf dem Gebiet der Rechnungslegung, Eine neue Strategie im Hinblick auf die internationale Harmonisierung, COM95 (508), 1995.
- (3) EU-Kommission; Rechnungslegungsstrategie der EU: Künftiges Vorgehen, KOM (2000) 359, 2000.
- (4) EU-Kommission; Finanzdienstleistungen, Umsetzung des Finanzmarktrahmens, Aktionplan, KOM (1999) 232, 1999.

- (5) Commission sparks fears of EU GAAP creation (Paul Rogerson), in: Accountant, Issue 5959, June 2000.
- (6) EU-Kommission; Vorschlag für eine zur Änderung der Richtlinie 78/660/EWG, 83/349/EWG- und 91/674/EWG über den Jahresabschluss und konsolidierten Abschluss von Gesellschaften bestimmter Rechtsformen sowie Versicherungsunternehmen, KOM (2002) 259/2, den 9. 7. 2002.
- (7) Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften L243/1; Verordnung (EG) Nr. 1606/2002 des europäischen Parlament und Rates vom 19. Juli 2002, betreffend die Anwendung internationaler Rechnungslegungsstandards, 11. 9. 2002.
- (8) Memorandum of Understanding “The Norwalk Agreement”, October 29. 2002/FASB; NEWS RELEASE 10/29/02, FASB and IASB Agree to Work Together toward Convergence of Global Accounting Standards.
- (9) EU-Kommission; Vorschlag für eine Verordnung des europäischen Parlament und Rates betreffend die Anwendung internationaler Rechnungslegungsgrundsätze, KOM (2001) 80, 13. 2. 2001.
- (10) EU; Gesetzgebungsakte und andere Rechtsinstrumente, Verordnung des europäischen Parlament und Rates betreffend die Anwendung internationaler Rechnungslegungsstandards, 2001/0044 (COD), 27. Mai 2002.
- (11) DRSC; Vorschläge zur Reform der 7. EG Richtlinie, Stand 24. Juli 2000. なお、本提案の概要については、前掲拙著『会計国際化と資本市場統合』の序章を参照。
- (12) DRSC; Vorschläge zur Reform der 4. EG-RL, Stand 7. Dezember 2000. この提案の概要についても、前掲拙著『会計国際化と資本市場統合』の終章を参照のこと。
- (13) DRSC; Entwurf eines Gesetzes “Zur Internationalisierung der Rechnungslegung”, 6. 7. 2001
- (14) Bundesministerium der Justiz; Entwurf eines Gesetzes zur weiteren Reform des Aktien- und Bilanzrecht, zur Transparenz und Publizität (Transparenz- und Publizitätsgesetz), Stand 26.11.2001.
- (15) Vgl., Empfehlung der Kommission vom 16. Mai 2002; Unabhängigkeit des Abschlussprüfer in der EU-Grundprinzipien (Text von Bedeutung für den EWR), Amtsblatt Nr. 1191 vom 19/07/2002.
- (16) DRSC; EG-Verordnung vom 7. Juni betreffend die Anwendung internationaler Rechnungslegungsstandards, Vorschlag der Kommission vom 28. Mai 2002 für eine Richtlinie des

europäischen Parlament und Rates zur Änderung der Richtlinien 78/660/EWG, 83/349/EWG und 91/674/EWG über den Jahresabschluss und den konsolidierten Abschluss von Gesellschaften bestimmter Rechtsformen sowie Versicherungsunternehmen, Empfehlung der Kommission vom 16. Mai 2002 zur Unabhängigkeit des Abschlussprüfers in der EU-Grundprinzipien, 24. Oktober 2002.

(17) IASC; Kommission begrüßt Konvergenzvereinbarung von IASB und FASB zur Vorlage von Abschlüssen, IP/02/1576, 29. Oktober 2002.

(18) Pricewaterhouse Coopers; "International Accounting Standards in Europe -2005 or now".

付記：小論は、『会計』（森山書店）第163巻第1号（2003年1月）に収録した拙論「EUにおける会計国際化の新たな展開」を作成する上で基礎となった元原稿である。したがって、記述上、重複した部分も少なくないことをお断りしておきたい。なお、小論で利用したEU、DRSC、IASC、FASBの公式文書、ニュースレター等はインターネットの各公式ホームページから入手した。各アドレスは以下の通りである。EU (<http://europa.eu.int>)、DRSC (<http://www.drsc.de>)、IASC (<http://www.iasc.org.uk>)、FASB (<http://www.fasb.org>)